

## 第1章 事件の受理（受理手続を行う場合）

第3条 事件の受理手続は，次の場合に行う。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第203条第1項，第211条，第216条，第242条，第245条又は第246条の規定により司法警察員又は国税庁監察官（次条において「司法警察員等」という。）から事件の送致又は送付を受けたとき。
- (2) 他の検察庁の検察官から事件の送致を受けたとき。
- (3) 少年法（昭和23年法律第168号）第19条第2項（同法第23条第3項において準用する場合を含む。），第20条又は第23条第1項の規定により事件が検察官に送致されたとき。
- (4) 検察官が告訴，告発，自首又は請求を受けたとき。
- (5) 検察官が自ら犯罪を認知してその捜査に着手したとき。
- (6) 不起訴処分又は中止処分に付した事件を再起するとき。